

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議関係規則集

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学 学長選考・監察会議規則
- (2) 国立大学法人東京医科歯科大学 学長選考・監察会議細則
- (3) 国立大学法人東京医科歯科大学 学長選考に関する細則
- (4) 国立大学法人東京医科歯科大学 学長の任期に関する規則
- (5) 国立大学法人東京医科歯科大学 学長解任に関する細則

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議規則

〔平成16年12月20日
制 定〕

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の学外委員の中から経営協議会において選出された者 4人

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）評議員（学長を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者 4人

2 前項の委員は、学長が任命する。

3 委員が学長候補となったときは、委員を辞任しなければならない。この場合、議長は学長に後任補充の要請を行うものとする。

4 学長は前項の要請を受けた場合、直ちに後任の委員を任命するものとする。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、又は教育研究評議会評議員としての任期と同一とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（審議事項等）

第4条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学長の選考に関する事項

(2) 学長の解任の申出に関する事項

(3) 学長の任期に関する事項

(4) 学長の勤勉手当及び退職手当に係る意見に関する事項

(5) 理事長及び大学総括理事を置くことに関する事項

(6) 学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項

2 学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況の確認を行うものとする。

3 学長選考・監察会議は、監事から国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条の2の規定による報告を受けたとき、又は学長が同法第17条第2項又は第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し職務の執行の状況について報告を求めることができる。

（議長等）

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、学長選考・監察会議を招集し、これを主宰する。

3 学長選考・監察会議に副議長を置き、議長が指名した者をもって充てる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(公表)

第6条 国立大学法人東京医科歯科大学は、学長選考・監察会議の議を経て、次に掲げる区分ごとに、各事項をそれぞれ遅滞なく公表するものとする。

- (1) 学長選考・監察会議が、学長に求められる資質・能力を定め、又は変更したとき
当該資質・能力
- (2) 学長選考・監察会議が、学長の選考を行ったとき
当該選考の結果、当該者を選考した理由及び学長選考・監察会議における当該選考の過程

(庶務)

第7条 学長選考・監察会議の庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成23年9月30日規則第88号）
この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。
附 則（平成26年6月19日規則第45号）
この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。
附 則（平成27年1月22日規則第9号）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学学長選考規則（平成17年1月21日制定）は廃止する。
- 3 第1項にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学学長解任規則（平成17年1月21日制定）は平成27年1月22日に廃止する。
附 則（平成29年7月31日規則第108号）
この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
附 則（令和2年6月3日規則第66号）
この規則は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
附 則（令和2年12月4日規則第130号）
この規則は、令和2年12月4日から施行する。
附 則（令和3年12月1日規則第131号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議細則

〔平成27年1月22日〕
学長選考会議議長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議規則（平成16年制定。以下「学長選考・監察会議規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 学長選考・監察会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長選考・監察会議規則第4条第1項第2号に規定する事項のうち、学長解任の申出の議決については、国立大学法人東京医科歯科大学学長解任に関する細則（平成27年制定）の定めるところによる。

(委員以外の者の出席)

第3条 学長選考・監察会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第4条 この細則の改廃は、議長が学長選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日制定）

この細則は、令和元年9月19日から施行し、令和元年9月12日から適用する。

附 則（令和3年12月1日制定）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考に関する細則

〔平成27年1月22日
学長選考会議議長制定〕

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議規則（平成16年制定）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う国立大学法人東京医科歯科大学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の時期）

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長の辞任が承認されたとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の日の3ヶ月前までに、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合にはその事由の生じた後速やかに行うものとする。

（学長に求められる資質・能力）

第3条 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考・監察会議が学長の選考を行うに当たっては、前項に規定する学長に求められる資質・能力について、あらかじめ具体的に定める。

（選考の手続・方法）

第4条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議が定める推薦人からの推薦に基づき、学長候補者を選出する。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の推薦の前に、立候補者を募ることができる。
- 3 学長選考・監察会議は、学長候補者から大学運営について所信を求めるものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、学長候補者から学長を選考する。
- 5 学長選考・監察会議が必要と認める場合には、学内意向調査を行うことができる。

（再任の審査）

第5条 学長選考・監察会議は、国立大学法人東京医科歯科大学学長の任期に関する規則（平成27年規則第10号）第2条第1項の規定に基づき学長が再任可能な場合には、前条の規定にかかわらず、当該学長の再任の審査により選考を行う。

- 2 学長選考・監察会議は、再任の審査に当たっては、当該学長に対し再任の意思を確認するとともに、当該学長から大学運営について所信を求めるものとする。
- 3 再任の審査に当たっては、第3条第2項の規定は適用しない。ただし、学長選考・監察会議が必要と認める場合には、この限りでない。
- 4 学長選考・監察会議は、学長に再任の意思がない場合及び再任の審査の結果、再任を

否とした場合は、前3条の規定に基づき、改めて学長の選考を行うものとする。
5 学長選考・監察会議が必要と認める場合には、学内意向調査を行うことができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月19日制定)

この細則は、令和元年9月19日から施行し、令和元年9月12日から適用する。

附 則 (令和3年12月1日制定)

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日制定)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人東京医科歯科大学学長の任期に関する規則

〔平成27年1月22日〕
規則第10号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学の学長の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、引き続き6年を超えることはできない。

2 学長が国立大学法人東京医科歯科大学学長選考に関する細則第2条第1項第2号、第3号又は第4号に該当することとなった場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第3条 この規則の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第132号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人東京医科歯科大学学長解任に関する細則

〔平成27年1月22日〕
学長選考会議議長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）（以下「国大法」という。）第17条第5項の規定に基づく国立大学法人東京医科歯科大学学長の解任の申出に関し必要な事項を定めるものとする。

(解任の事由)

第2条 学長選考・監察会議は、国大法第17条第2項又は第3項に該当すると認められるときは、文部科学大臣に解任の申出をすることができる。

(解任の申出)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに学長の解任の申出について審議しなければならない。

- (1) 学長選考・監察会議委員の過半数の連署をもって学長選考・監察会議の議長に審査請求があったとき。
- (2) 学長を除く経営協議会委員の2分の1以上の連署をもって学長選考・監察会議の議長に審査請求があったとき。
- (3) 学長を除く教育研究評議会評議員の3分の2以上の連署をもって学長選考・監察会議の議長に審査請求があったとき。

2 学長選考・監察会議は、学長の解任の申出の審査に当たっては、学長に意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長選考・監察会議は、文部科学大臣への学長の解任の申出に当たっては、学長に理由を明らかにするものとする。

(議決)

第4条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議構成員の3分の2以上の賛成をもって、学長の解任の申出を決定する。

(解任申し出の制限)

第5条 前条の規定により学長解任の申出が否決された場合、当該学長の任期期間中に同一理由で再び第3条第1項各号に規定する審査請求を行うことはできないものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、学長の解任の申出に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って別に定める。

附 則

この細則は平成27年1月22日から施行する。

附 則（令和3年12月1日制定）

この細則は令和4年4月1日から施行する。